

議 会 運 営 委 員 会

令和6年11月25日（月）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、村山書記

議 題

1 令和6年12月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) 会議予定について

資料1-3

(3) その他

2 令和6年12月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

資料2

3 請願・陳情の取扱い変更後の対応について（まとめ・市議会ホームページ）

資料3

4 浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例の一部改正について

資料4

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料5

6 浜田市議会個人情報の保護に関する条例等の一部改正について

資料6

7 その他

(1) 令和7年度予算要求（議会費）について

資料7

(2) 令和6年9月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

資料8

(3) その他

令和 6 年 12 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (20 件)

〔条例 5 件、損害賠償の額の決定 1 件、指定管理者の指定 7 件、工事請負契約の変更 2 件、市道路線の廃止 1 件、市道路線の認定 1 件、補正予算 3 件〕

- 議案第 58 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 59 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 60 号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 浜田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 損害賠償の額の決定について(市道上で発生した物損事故)
- 議案第 64 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター)
- 議案第 65 号 指定管理者の指定について(浜田市世界こども美術館創作活動館)
- 議案第 66 号 指定管理者の指定について(浜田市立石正美術館)
- 議案第 67 号 指定管理者の指定について(石央文化ホール)
- 議案第 68 号 指定管理者の指定について(浜田市浜田郷土資料館)
- 議案第 69 号 指定管理者の指定について(浜田市病児・病後児保育室)
- 議案第 70 号 指定管理者の指定について(浜田市石州和紙会館)
- 議案第 71 号 工事請負契約の変更について(山陰本線浜田構内君市踏切移設拡幅他工事)
- 議案第 72 号 工事請負契約の変更について(市道日脚治和線(周布橋)新設橋梁下部工事)
- 議案第 73 号 市道路線の廃止について(浜田 226 号線外)
- 議案第 74 号 市道路線の認定について(浜田 226 号線外)
- 議案第 75 号 令和 6 年度浜田市一般会計補正予算(第 5 号)
- 議案第 76 号 令和 6 年度浜田市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 77 号 令和 6 年度浜田市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

報告（5件）

報告第 19号 専決処分の報告について（令和6年度浜田市一般会計補正
予算（第4号））

報告第 20号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 21号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 22号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 23号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

令和6年12月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 6件、福祉環境委員会 4件、産業建設委員会 6件、
 予算決算委員会 3件
 ※即決…1件

市長提出議案等（議案20件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第58号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について	委員会付託省略 12月9日即決
議案第59号	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する 条例について	総務文教委員会
議案第60号	浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条 例について	福祉環境委員会
議案第61号	浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する 条例について	〃
議案第62号	浜田市国民健康保険診療所条例の一部を改正す る条例について	〃
議案第63号	損害賠償の額の決定について（市道上で発生し た物損事故）	産業建設委員会
議案第64号	指定管理者の指定について（浜田市三隅B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館、浜田市三 隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡 見スポーツセンター）	総務文教委員会
議案第65号	指定管理者の指定について（浜田市世界こども 美術館創作活動館）	〃
議案第66号	指定管理者の指定について（浜田市立石正美術 館）	〃
議案第67号	指定管理者の指定について（石央文化ホール）	〃
議案第68号	指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資 料館）	〃
議案第69号	指定管理者の指定について（浜田市病児・病後 児保育室）	福祉環境委員会
議案第70号	指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会 館）	産業建設委員会
議案第71号	工事請負契約の変更について（山陰本線浜田構 内君市踏切移設拡幅他工事）	〃
議案第72号	工事請負契約の変更について（市道日脚治和線 （周布橋）新設橋梁下部工事）	〃
議案第73号	市道路線の廃止について（浜田226号線外）	〃
議案第74号	市道路線の認定について（浜田226号線外）	〃
議案第75号	令和6年度浜田市一般会計補正予算（第5号）	予算決算委員会

議案第76号	令和6年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会
議案第77号	令和6年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃

請願（0件）

市長報告事件（5件）

報告等番号	件名
報告第19号	専決処分の報告について（令和6年度浜田市一般会計補正予算（第4号））
報告第20号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第21号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第22号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第23号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議会報告事件（1件）

意見書処理報告書	（令和6年9月浜田市議会定例会議議決分） 発議第6号 訪問介護事業の基本報酬引下げの見直しと地域の実情を踏まえた持続的な訪問介護事業が行われるよう改善を求める意見書について
----------	--

令和 6 年 12 月 浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間等
11月	25日	(月)		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～
	26日	(火)		議会改革推進特別委員会	全員協議会室	10時～
	27日	(水)		一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】12時
	28日	(木)				
	29日	(金)				
	30日	(土)				
12月	1日	(日)				
	2日	(月)	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	3日	(火)	2	一般質問	議場	10時～
	4日	(水)	3	一般質問	議場	10時～
	5日	(木)	4	一般質問	議場	10時～
	6日	(金)	5	一般質問	議場	10時～
	7日	(土)	6			
	8日	(日)	7			
	9日	(月)	8	議案質疑	議場	10時～
	10日	(火)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(水)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(木)	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	13日	(金)	12	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
	14日	(土)	13			
15日	(日)	14				
16日	(月)	15	予算決算委員会 (予備)	全員協議会室	10時～	
			討論通告期限		【締切】17時	
17日	(火)	16	休会			
			対抗討論通告期限		【締切】13時	
18日	(水)	17	採決	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後	

令和6年12月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(陳情受付件数 2件)

○総務文教委員会 1件、福祉環境委員会 0件、産業建設委員会 1件、
議会運営委員会 0件 計 2件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情(陳情書取扱基準該当) 0件

陳情 番号	件名	付託先案
153	美又温泉会館に財政支援をお願いする陳情について	産業建設委員会
154	浜田市健康増進センター(すまいる)に冷暖房機器の設置を求める陳情について	総務文教委員会

請願・陳情の取扱い変更後の対応について (議会運営委員会における決定事項のまとめ)

1 基本的な考え方

- (1) 議会に係る手続のオンライン化を進めること
- (2) オンラインで提出された請願・陳情を受け付けるようにすること
- (3) オンラインによる提出方法は、「しまね電子申請サービス」による提出とすること
- (4) 請願・陳情のどちらも、①対面 ②郵送 ③オンライン で提出されたものを同等に取り扱い、付託先の委員会で審査すること

2 請願・陳情の処理に係る対応

(1) 請願・陳情共通

項目	提出方法	対応
ア 請願者・陳情者、紹介議員の「署名又は記名押印」	①対面	会議規則を改正して記名のみでも可とする。
	②郵送	
	③オンライン	
イ 提出されたとき みなす時点（提出期限内か）	①対面	現在と同様に、議会で受け付けた日時とする。
	②郵送	議会への到達日時とする。
	③オンライン	地方自治法を参考に、通知メールの議会への到達日時とする。
ウ ホームページでの住所・氏名の公表の意思の確認	①対面	現在と同様に、議会の窓口で承諾書類に記入してもらう。
	②郵送	ホームページからダウンロードした承諾書類に記入し、同封してもらう。（同封されていない場合は、事務局が請願者・陳情者に電話して意思を聞き取る。）
	③オンライン	電子申請の入力必須項目にする。
エ 請願者・陳情者への審査結果の通知	①対面	郵送で受け取るか電子メールで受け取るかを選択可能にする。
	②郵送	
	③オンライン	

(2) 請願

項目	提出方法	対応
ア 請願者の本人確認	①対面	紹介議員が請願者の顔や氏名を把握しているため、本人確認したものとみなす（面識による確認）
	②郵送	
	③オンライン	
イ 紹介議員であることの確認	①対面	議会事務局が当該議員に確認する。
	②郵送	
	③オンライン	
ウ 議会への提出者	①対面	請願者（または代理人）と紹介議員のどちらでも良い。
	②郵送	
	③オンライン	

(3) 陳情

項目	提出方法	対応
ア 陳情者の本人確認	①対面	（ア）事務局職員が陳情者の顔や氏名を把握している場合は、本人確認したものとみなす。（面識による確認） （イ）事務局職員が陳情者の顔や氏名を把握していない場合は、身分証明書を提示してもらおう。陳情者ではなく代理人が提出する場合は、代理人に身分証明書を提示してもらおう。（確認のみとし、写しは取らない。）
	②郵送	事務局が陳情者に電話して確認する。（提出期限までに連絡が取れない場合は審査せず配付とする。）
	③オンライン	ログイン情報により確認する。（IDやパスワード等を事前登録して申請する。）
イ 意見書の提出を求める陳情	①対面	受付のみで議長預かりとし、請願による提出を依頼する。
	②郵送	
	③オンライン	

3 「陳情書取扱基準」の一部改正

超党みらいと公明クラブから基準の見直しについて提案があり、協議の結果、(7)を改正することに決定した。

浜田市議会陳情書取扱基準（令和6年11月7日一部改正）

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 違法な又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗（※公共の秩序を守る常識的な考え）に反する用語を含むもの
- (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの。ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (7) 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの
- (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
- (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの

4 請願書・陳情書の様式

超党みらいから様式の統一について提案があり、協議の結果、ホームページに参考様式を掲載して「できるだけ参考様式を使ってほしい」と呼びかけるが、異なる様式であっても必要事項が記入されていれば同等に取り扱うことに決定した。

また、オンライン提出については、「しまね電子申請サービス」の文字数の上限まで入力可能とすることに決定した。（例：願意や理由は 3,000 文字まで）

5 陳情の審査のタイミング

山水海から、陳情の随時審査について提案があり、協議の結果、当面はこれまでどおり、定例会議中の委員会において年4回審査することに決定した。

市議会ホームページの案 (提出方法を修正)

浜田市役所トップページ

浜田市議会

[ホーム](#) [請願・陳情・傍聴](#) [請願・陳情](#) [請願書・陳情書の提出方法（新）](#)

請願書・陳情書の提出方法（新）

請願・陳情とは

市民の皆さんが市の行政などに対して意見や要望があるときに、議会に提出するものです。
※意見書の提出を求める場合は、請願による提出をお願いします。

	請願	陳情
紹介議員	必要	不要
受付後の流れ	付託された委員会では審査し、本会議で審議 ※議会としての結論を出します。	付託された委員会での審査のみ ※委員会としての結論を出します。 ※浜田市議会陳情書取扱基準に該当した場合は、議員への配付のみとなります。
結論	「採択」、「不採択」、「一部採択」のいずれかで結論を出します。 結果は、提出者に文書（郵送または電子メール）でお知らせします。また、ホームページにも掲載します。	

請願書・陳情書に記載する内容

	請願	陳情
記入必須項目	①提出年月日 ②住所※1 ③氏名（押印不要）※1 ④紹介議員 ⑤件名 ⑥趣旨（議会に対して求めること、その理由・背景など）	①提出年月日 ②住所※1 ③氏名（押印不要）※1 ④件名 ⑤趣旨（議会に対して求めること、その理由・背景など）

※1 団体の場合は、団体の所在地、名称、代表者名を記載してください。

様式

請願書 : [参考様式](#) (Word) / [記入例](#) (PDF)

陳情書 : [参考様式](#) (Word) / [記入例](#) (PDF)

個人情報の掲載等に係る承諾書 : [様式](#) (Word) / [記入例](#) (PDF)

※請願書・陳情書は、できるだけ参考様式を使ってください。

※請願書・陳情書の公開について

請願書・陳情書の写しは、会議資料として議員及び傍聴者等へ配付するとともに、市議会ホームページに掲載します。

提出者の住所と氏名は、議員には公開しますが、傍聴者等への配付及び市議会ホームページへの掲載に当たっては、提出者に公開の意思を確認します（地番と印影は公開しません）。

※資料の添付について

請願書・陳情書に資料を添付することができます。ただし、添付された資料は、議員には公開しますが、傍聴者等には配付せず、市議会ホームページにも掲載しません。署名簿を添付する場合は、必ず原本を提出してください。

※陳情のうち、議長が[浜田市議会陳情書取扱基準](#)のいずれかに該当すると認めるものは、審査を行わずに、議員への配付として処理します。

【浜田市議会陳情書取扱基準】

議長は、陳情のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判断としないもの
- (2) 違法な又は明らかに公序良俗（※）に反する行為を求めるもの
- (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗（※）に反する用語を含むもの
- (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの

ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。

- (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (7) 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの
- (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの

(10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの

※公序良俗：公共の秩序を守る常識的な考えのこと

請願書・陳情書の提出方法

以下の3つの方法があります。

提出方法	請願	陳情
窓口持参	浜田市役所本庁5階 議会事務局 午前8時30分～午後5時15分(開庁日を除く) ・ 請願書 1部 (意見書の提出を求める場合は、意見書案も添付してください。) ・ 個人情報の掲載等に係る承諾書 1部 ※持参されなければ受付時に記入いただきます。	浜田市役所本庁5階 議会事務局 午前8時30分～午後5時15分(開庁日を除く) ・ 陳情書 1部 ・ 個人情報の掲載等に係る承諾書 1部 ※持参されなければ受付時に記入いただきます。 ※初めてご提出いただく場合等には、 顔写真付きの身分証明書 をご提示いただきます。 ※代理の方がご提出される場合には、 代理の方の顔写真付きの身分証明書 をご提示いただきます。
郵送	〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市議会事務局 宛 ・ 請願書 1部 ・ 個人情報の掲載等に係る承諾書 1部	〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市議会事務局 宛 ・ 陳情書 1部 ・ 個人情報の掲載等に係る承諾書 1部 ※到着後、議会事務局から電話で本人確認をさせていただきます。(連絡が取れない場合には審査せず、議員への配付のみとなります。)
オンライン	しまね電子申請サービス で提出 (署名簿を添付する場合は、原本を持参または郵送でご提出ください。)	

提出期限

令和7年2月10日（月）13時まで ※令和7年3月定例会議審査分

このページに関するお問い合わせ先

浜田市 議会事務局

電話 : 0855-25-9800 メールアドレス : gikai@city.hamada.lg.jp

お問い合わせフォーム

市議会ホームページの案 (オンライン提出を新設)

浜田市役所トップページ

浜田市議会

[ホーム](#) [請願・陳情・傍聴](#) [請願・陳情](#) (請願・陳情) オンライン提出

(請願・陳情) オンライン提出

オンラインで請願・陳情を提出する

請願・陳情をオンラインで提出する場合は、以下の電子申請フォーム（しまね電子申請サービス）から申請してください。

※オンラインで提出するにはメールアドレスが必要となりますので、あらかじめご了承ください。

請願を提出する

※紹介議員が必要です

陳情を提出する

※紹介議員は不要です

関連情報

[請願書・陳情書の提出方法](#)

このページに関するお問い合わせ先

浜田市 議会事務局

電話：0855-25-9800 メールアドレス：gikai@city.hamada.lg.jp

[お問い合わせフォーム](#)

しまね電子申請サービス 入力フォームの案 (請願)

請願書の提出v8

入力の状況

67%

入力フォーム

請願書の提出

紹介議員 必須

請願の紹介議員の氏名を入力してください。複数人の場合は、点で区切って入力してください。

(例) ○○○○、△△△△、◇◇◇◇

請願者の人数 必須

1人

2人

3人

4人

5人

請願者1と申請者（入力者）の関係 必須

団体の場合は「請願者と申請者（入力者）は別」を選択してください。

請願者と申請者（入力者）は同じ

請願者と申請者（入力者）は別

請願の件名 必須

（例）〇〇〇〇の請願について

入力可能な文字数は255文字です。（※空白等を含みます。）

請願の願意 必須

議会に求めることを簡潔に記入してください。

入力可能な文字数は3000文字です。（※改行・空白等を含みます。）

適当なところで改行しながら入力してください。

0/3000

請願の理由 必須

請願に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。

入力可能な文字数は3000文字です。（※改行・空白等を含みます。）

適当なところで改行しながら入力してください。

0/3000

添付資料があればアップロード(PDF1つのみ 10MB以内) 任意

署名簿を付ける場合はアップロードせず、原本を持参または郵送で提出してください。



ファイルを選択…

結果通知の送付方法 必須

結果通知の送付方法を選択してください。

 申請者（入力者）の住所に郵送する その他の住所に郵送する 電子メールで送信する 紹介議員に渡す

住所（町名まで）の公開 必須

請願書は、市議会ホームページで公開し、傍聴者等に配付します。住所の公開に承諾されるかどうかお答えください。

 承諾する 承諾しない**氏名の公開** 必須

請願書は、市議会ホームページで公開し、傍聴者等に配付します。氏名の公開に承諾されるかどうかお答えください。

 承諾する 承諾しない**浜田市長への要望書等の提出** 必須

浜田市長宛にも同様の要望書等を提出されたかどうかお答えください。

 提出した 提出していない

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

提案規則説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第〇号
2	題名	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則
3	目的・理由	地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、対象の手続についてオンライン化を可能とし、併せて議会が作成する文書等のデジタル化を可能とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 各手続のオンライン化及び作成文書等のデジタル化（以下「オンライン化等」という。）に関する規定の整理</p> <p>(1) 署名又は記名押印について、記名を可能とする規定の整理（第 13 条、第 16 条、第 85 条、第 86 条及び第 101 条関係）</p> <p>(2) オンライン化等を可能とする通則的な規定の新設（第 109 条及び第 110 条関係）</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日

現行	改正後（案）	解説
<p>目次 第7章 補則（第109条_____） （会議時間）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 議長は、必要があるときは、_____会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。 〔新設〕</p> <p><u>3</u> 〔略〕 （議案の提出）</p> <p>第13条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条（議員の議案提出権）第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署_____し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署_____し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕 （修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、法第115条の3（修正の動議）の規定によるものについては同条に定める所定の発議者が連署_____し、そ</p>	<p>目次 第7章 補則（第109条—第111条） （会議時間）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 議長は、必要があるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> 〔略〕 （議案の提出）</p> <p>第13条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条（議員の議案提出権）第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署<u>又は連記</u>し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署<u>又は連記</u>し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕 （修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、法第115条の3（修正の動議）の規定によるものについては同条に定める所定の発議者が連署<u>又は連記</u>し、そ</p>	<p>会議中の宣告として字句を追加（ただし書きとの整合性）</p> <p>会議中以外にも会議時間を変更できるように新設</p> <p>オンライン化にあわせて記名のみでも可とする（以下同じ）</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>議会事務局注：青い文字はオンライン化、デジタル化に関するものです</p> </div>

現行	改正後（案）	解説
<p>他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）が連署_____して、議長に提出しなければならない。</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。</p> <p>2 委員会が提出した議案につき前項ただし書の承認を得ようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長が請求しなければならない。</p> <p>（議事日程の作成及び配付）</p> <p>第19条 議長は、浜田市議会の会期等に関する条例（平成30年浜田市条例第34号）第2条に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとに、その開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）が連署又は連記して、議長に提出しなければならない。</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。</p> <p>2 委員会が提出した議案につき前項ただし書の許可を得ようとするときは、当該委員会の許可を得て委員長が請求しなければならない。</p> <p>（議事日程の作成及び配付）</p> <p>第19条 議長は、浜田市議会の会期等に関する条例（平成30年浜田市条例第34号）第2条に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとに、その開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。</p> <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 法第118条第6項の規定による通知に関し、必要な事項は議長が定める。</p>	<p>国会、都道府県議長会、町村議長会と統一（「許可」とは、法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為をいう）</p> <p>「配布」→「配付」（以下同じ）</p> <p>議会で行う選挙の効力に関する決定をオンラインで通知できるようにするために新設</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>（委員会の審査又は調査期限） 第42条 〔略〕</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。</p> <p>（委員会の中間報告） 第43条 〔略〕</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、_____中間報告をすることができる。</p> <p>（一般質問） 第59条 〔略〕 〔新設〕</p> <p>（選挙規定の準用） 第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了の宣告）、第30条（開票及び投票の効力）_____ 、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>（公述人の決定） 第74条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）</p>	<p>（委員会の審査又は調査期限） 第42条 〔略〕</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>（委員会の中間報告） 第43条 〔略〕</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。</p> <p>（一般質問） 第59条 〔略〕</p> <p><u>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</u></p> <p>（選挙規定の準用） 第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了の宣告）、第30条（開票及び投票の効力）<u>第1項から第3項まで</u>、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>（公述人の決定） 第74条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）</p>	<p>都道府県議長会、町村議長会と統一</p> <p>中間報告が「付議すべき事件」であることを明確にするために字句を追加</p> <p>一般質問をオンラインで通告できるようにするために新設</p> <p>新設する第30条第4項は準用しない</p> <p>第73条との関連性を明確化</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 〔略〕 （会議録の記載事項等）</p> <p>第79条 〔略〕</p> <p>2 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕 （会議録の配布と公開）</p> <p>第80条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）するほか、広く一般に公開する。 （会議録署名議員）</p> <p>第82条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人以上とし、議長が会議において指名する。 （請願書の記載事項）</p> <p>第85条 請願書には、邦文（点字を含む。以下同じ。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の_____住所_____を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 〔略〕 （会議録の記載事項等）</p> <p>第79条 〔略〕</p> <p>2 会議録に記載_____する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕 （会議録の配付と公開）</p> <p>第80条 会議録は、議員及び関係者に配付_____するほか、広く一般に公開する。 （会議録署名議員）</p> <p>第82条 会議録に署名する議員_____は、2人以上とし、議長が会議において指名する。 （請願書の記載事項）</p> <p>第85条 請願書には、邦文（点字を含む。以下同じ。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日、_____請願者の氏名及び住所並びに請願を紹介する議員の氏名を記載_____しなければならない。</p>	<p>新設する補則（第110条）の規定により対応</p> <p>新設する補則（第110条）の規定により対応</p> <p>新設する補則（第110条）の規定により対応</p> <p>オンライン化にあわせて請願者と紹介議員の氏名は記名のみで可とする</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>並びに</u> 法人の名称及び所在地 _____ を記載 <u>し、代表者が署名又は記名押印を</u> しなければならない。</p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>4 [略] (請願文書表の作成及び配付)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 請願者数人連署 _____ のものは、代表者ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。 (請願書の撤回)</p> <p>第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の <u>承認</u> を得なければならない。 (紹介議員の取消し)</p> <p>第89条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の <u>承認</u> を得なければならない。</p>	<p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 _____ 法人の名称及び所在地、 <u>代表者の氏名並びに請願を紹介する議員の氏名</u> を記載 _____ しなければならない。</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略] (請願文書表の作成及び配付)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 請願者数人連署 <u>又は連記</u> のものは、代表者ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。 (請願書の撤回)</p> <p>第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の <u>許可</u> を得なければならない。 (紹介議員の取消し)</p> <p>第89条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の <u>許可</u> を得なければならない。</p>	<p>オンライン化にあわせて請願者と紹介議員の氏名は記名のみで可とする</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>(陳情書の処理)</p> <p>第91条 <u>議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。</u></p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第96条 <u>議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2（議員の兼業禁止）の規定に該当するかどうかについての法第127条（失職及び資格決定）第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第97条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u> ____、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第101条 懲罰の動議は、文書により法第135条（懲罰の種類及び除名の手続）第2項に定める数の発議者が連署____して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第108条 <u>招集権者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生</u>____その他やむ</p>	<p>(陳情書の処理)</p> <p>第91条 <u>陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(決定の通知)</p> <p>第96条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> _____ _____ _____</p> <p>(携帯品)</p> <p>第97条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第101条 懲罰の動議は、文書により法第135条（懲罰の種類及び除名の手続）第2項に定める数の発議者が連署<u>又は連記</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第108条 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延</u>____その他やむ</p>	<p>基準が曖昧なため、全国市議会議長会が判例を踏まえて改正（申し合わせ事項で補足）</p> <p>都道府県議長会、町村議長会と統一（地方自治法に既に決定書の交付の規定があるため）</p> <p>許可制から届出制に変更</p> <p>新型コロナを削除し、発生の確立が高い順に災害、感染症</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>を得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>を得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</p> <p>（電子情報処理組織による通知等）</p> <p>第109条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知その他の手続等（以下この条において「通知等」という。）のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下この条及び次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知等に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>とした（「災害等」の「等」は災害以外の事故を、「発生等」の「等」は警報発令など発生が予見されることを想定）</p> <p>委員会条例第12条の2第4項の例による</p> <p>議会等に対して行われる通知等で、文書等により行うことになっているものは、議長が定める方法でオンライン化できる</p>

現行	改正後（案）	解説
〔新設〕	<p><u>2 議会等が行う通知等のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知等に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>	<p>議会等が行う通知等で、文書等で行うことになっているものは、議長が定める方法でオンライン化できる</p>
〔新設〕	<p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等については、当該通知等に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	<p>オンラインで行われた通知等は、文書等で行われたものとみなして会議規則を適用する</p>
〔新設〕	<p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（議事日程の作成及び配付）、第80条（会議録の配付と公開）、第86条（請願文書表の作成及び配付）第1項及び第88条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知等）<u>あつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知等を受ける者が当該通知等をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをい</u></u></p>	<p>オンラインによる通知等は、通知等の受け手のパソコン等に記録されたときに受け手に到達したものとみなす</p>

現行	改正後（案）	解説
〔新設〕	<p>う。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知等を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知等のうち当該通知等に関するこの規則の規定において署名又は記名し、若しくは連署又は連記すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</p>	<p>署名等が求められている通知等をオンラインで行う場合には、議長が定める氏名等を明らかにする措置で代えられる</p>
〔新設〕	<p>6 議会等に対して通知等を行い、又は議会等から通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知等に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知等のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところによ</p>	<p>通知等について、</p> <p>①対面で本人確認すべき事情がある場合</p> <p>②通知等の原本を確認、交付する必要がある場合</p> <p>③オンラインで行うことが困難、不適当な部分がある場合には、それ以外の部分をオンライン化できる</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>[新設] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置) 第109条 [略]</p>	<p><u>り、当該通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知等」とあるのは、「行われた通知等（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p> <p>第110条 <u>この規則の規定（第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）第1項（第69条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）としているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義に対する措置) 第111条 [略]</p>	<p>解説</p> <p>議会が文書等を作成、保存することになっているものはデータでできる</p> <p>データで作成、保存されたものは、文書等で行われたものとみなして会議規則を適用する</p>

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	議案第〇号
2	題名	浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、対象の手続についてオンライン化を可能とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 公聴会の手続のオンライン化 次の手続について、オンラインによる手続を可能とする規定の追加</p> <p>(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者の委員会への申出（第62条の3関係）</p> <p>(2) 意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等の意見の提示（委員会が特に許可した場合に限る。）（第62条の7関係）</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日

現行	改正後（案）	解説
<p>（委員会の開会方法の特例）</p> <p>第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第27条 提出委員が _____ 会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第45条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 _____ に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。</p> <p>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p>	<p>（委員会の開会方法の特例）</p> <p>第12条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延 その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第27条 提出委員が動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった動議の撤回については _____、委員会の許可を得なければならない。</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第45条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員外議員 _____ から発言の申出があったときは、その許否を決定する。</p> <p>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員 _____ は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p>	<p>新型コロナを削除し、発生の確立が高い順に災害、感染症とする（「災害等」の「等」は災害以外の事故を、「発生等」の「等」は警報発令など発生が予見されることを想定）</p> <p>会議規則と同様に字句を調整</p> <p>「委員外議員」という用語を使用</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>[新設]</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第46条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、委員席に着き、その議題が終わるまで、委員長席に復することができない。</p> <p>（意見を述べようとする者の申出）</p> <p>第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>（代理人又は文書__による意見の陳述）</p> <p>第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書_____で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</p>	<p>4 前項の規定によりオンラインによる方法で出席を希望する委員外議員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第46条 委員長は、委員として_____発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、_____その議題が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。</p> <p>（意見を述べようとする者の申出）</p> <p>第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員会に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>（代理人又は文書等による意見の陳述）</p> <p>第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>[削る]</p>	<p>委員（第12条の2第2項）と同様に、委員長への届出を必要とする</p> <p>浜田市議会では委員長席と委員席を区別していないため字句を調整</p> <p>公聴会への出席希望者がオンラインで申出できるようにするために新設</p> <p>公述人がオンラインで意見を提示できるようにするために新設</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>(紹介議員の委員会出席) 第63条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p> <p>(委員会の記録) 第65条 〔略〕 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。 この場合における同項の規定による署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。 3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。 〔新設〕</p> <p>(携帯品) 第68条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により 委員長の許可を得たときは</p>	<p>(紹介議員の委員会出席) 第63条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定によりオンラインによる方法で出席を希望する紹介議員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (委員会の記録) 第65条 〔略〕 〔削る〕</p> <p>2 前2項の委員会の記録は、議長が保管する。 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。 (携帯品) 第68条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により 会議への出席に必要と認められる物であって</p>	<p>委員（第12条の2第2項）と同様に、委員長への届出を必要とする</p> <p>委員会の会議録をデジタルで作成できるようにするために第2項、第3項を調整</p> <p>許可制から届出制に変更</p>

現行	改正後（案）	解説
<p>_____、この 限りでない。</p>	<p>委員長にあらかじめ届け出たものについては、この 限りでない。</p>	

浜田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）に規定する通知等、作成及び保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第 109 条第 1 項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用

電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知等に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第109条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知等を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知等)

第4条 会議規則第109条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知等を文書等(同項に規定する文書等をいう。以下同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知等を行わなければならない。

2 前項の規定により通知等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第109条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知等)

第6条 議会等は、会議規則第109条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知等を行うときは、当該通知等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知等を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第109条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第109条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配付に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第109条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第109条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知等（通知等を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第109条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知等を行い、又は議会等から通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知等に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第110条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第 13 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条第 6 項（同法第 127 条第 3 項の規定により準用される場合を含む。）、第 123 条第 4 項及び第 137 条の規定による通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第 5 条（議会等からの通知等に係る電子情報処理組織）から第 11 条（通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知等、作成及び保存等（会議規則第 109 条及び第 110 条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第 109 条及び第 110 条の規定並びにこの告示の規定の例による。

（委任）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、議会等に係る通知等、作成及び保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

浜田市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この告示において「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第 3 条 委員長は、委員会条例第 65 条第 3 項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（会議規則第 109 条第 1 項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第 4 条 委員会条例第 65 条第 3 項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第 5 条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第 62 条の 3 第 1 項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第 65 条第 1 項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定め

ある場合を除くほか、会議規則第 109 条及び第 110 条の規定の例による。

(委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	請願の取扱い変更に伴う修正	P11 第2章 請願及び陳情 (請願)	<p>(請願)</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 各定例会議初日の1週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の1週間前日(その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日)の午後1時までに提出することとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 議会において採択と決定した請願についてはその処理につき、一部採択又は不採択と決定した請願についてはその理由を付けて、請願者にこれを文書で通知する。</p> <p>8～12 [略]</p> <p>13 請願書の写しは、公開(傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載)する。なお、写しの公開に当たっては、提出者の住所の地番と印影は掲載しない。また、請願書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。</p>	<p>(請願)</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請願書の提出は、各定例会議初日の1週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の1週間前日(その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日)の午後1時までに提出する受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 議会において採択と決定した請願についてはその処理につき、一部採択又は不採択と決定した請願についてはその理由を付けて、請願者にこれを文書により郵送または電子メールで通知する。</p> <p>8～12 [略]</p> <p>13 請願書の写しは、公開(傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載)する。なお、写しの公開に当たっては、提出者の住所の地番と印影と印影がある場合はそれらも掲載しない。ただし、提出者が氏名及び住所の公開を承諾しない場合は、氏名及び住所も掲載しない。また、請願書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。</p>

2	陳情の取扱い変更に伴う修正	P12～13 第2章 請願及び陳情 (陳情)	<p>(陳情) 1～5 [略]</p> <p>6 請願に類するものとして請願と同様に処理する陳情は、次の3点をすべて充足したものとする。</p> <p>(1) 直接議長に提出され、受理したもの (2) 紹介議員が署名したもの (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容のもの</p> <p>7 意見書提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼する。郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。</p> <p>8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付する取扱いとする。</p> <p>9 陳情書の審査又は処理が終了したものは、その議会定例会議又はその他の会議最終日の全員協議会において審査又は処理の結果を報告する。</p> <p>10 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行機関へその旨通知する。</p>	<p>(陳情) 1～5 [略]</p> <p>6 請願に類するものとして請願と同様に 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めて請願の例により処理する陳情は、次の3点をすべて充足したものとする。</p> <p>(1) 直接議長に提出され、受理したもの (2) 紹介議員が署名したもの (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容のもの</p> <p>7 意見書提出を求める陳情は受理しないことと受付のみで議長預かりとし、請願による提出を依頼する。 郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。</p> <p>8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付する取扱いとする。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ文書により郵送または電子メールで通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行機関へその旨通知する。</p>
<p>【関連例規】</p> <p>○浜田市議会会議規則</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第91条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</p>				

			<p>11 議員は、陳情者になることを自粛するものとする。陳情者が議員である陳情書の提出があった場合は、受付のみとし議長預かりとする。(H29. 8. 25 追加)</p> <p>12 陳情に付随する署名一覧については、個人情報保護の観点からタブレット端末に配付せず、委員会審査時のレジメに署名総数を記載することとする。</p> <p>13 陳情の公開（傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会に付託し審査する陳情は、陳情書の写しを公開する。なお、写しの公開に当たっては、提出者の住所の地番と印影は掲載しない。</p> <p>(2) 陳情書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。</p> <p>(3) 委員会へ付託せず審査を行わない陳情は、公開しない。</p>	<p>10 10 [略]</p> <p>11 11 [略]</p> <p>12 12 陳情の公開（傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会に付託し審査する陳情は、陳情書の写しを公開する。なお、写しの公開に当たっては、提出者の住所の地番と印影は掲載しない（印影、電話番号がある場合はそれらも掲載しない）。ただし、提出者が氏名及び住所の公開を承諾しない場合は、氏名及び住所も掲載しない。</p> <p>(2) 陳情書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。</p> <p>(3) 委員会へ付託せず審査を行わない陳情書の写しは、公開しない。</p>
3	要望書の取扱いの新設	P13 第2章 請願及び陳情 (要望書の取扱い)	[新設]	<p>(要望書の取扱い)</p> <p>1 要望書は、関係委員会にその写しを配付する取扱いとする。その際、委員会資料として公開（傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載）しない。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 58 号
2	題名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例を整理するものです。
4	概要	<p>1 改正内容 「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市議会個人情報保護に関する条例</p> <p>(2) 浜田市行政不服審査会条例</p> <p>(3) 浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>(4) 浜田市職員の給与の支給に関する条例</p> <p>(5) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例</p> <p>(6) 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</p> <p>(7) 浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日（刑法等一部改正法の施行日と同日）</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 罰則の適用等に関する経過措置</p> <p>ア 施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>イ 施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によること等とされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に改正</p>

		<p>前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する懲役（有期のものに限る。以下同じ。）、禁錮（有期のものに限る。以下同じ。）又は拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</p> <p>(2) 人の資格に関する経過措置</p> <p>ア 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例等によりなお従前の例によること等とされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p> <p>イ 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴等された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴等された者とみなす。</p>
6	備考	

現行	改正後（案）
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 議会事務局

1	区分	新規・ 改正 ・廃止	規則・ 告示 ・訓令
2	題名	浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	
3	目的・理由	健康保険証が廃止されることに伴い、開示請求における本人確認手続等の際に提示する本人確認書類から健康保険証を除くため、所要の改正を行うものです。	
4	概要	健康保険証に係る記載の削除（第10条関係）	
5	施行期日等	告示の日	

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年浜田市議会告示第1号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第10条 条例第19条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p>	<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第10条 条例第19条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証_____、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p>

令和7年度 当初予算要求概要

議員報酬・手当・政務活動費		※「議員報酬及び手当」から事業名変更			(単位：千円)
	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)	備考	
議員報酬、期末手当、政務活動費	128,382	136,460	8,078	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬 議長450,000円、副議長380,000円、委員長365,000円、副委員長357,500円、議員350,000円 R7.10.22まで(改選前)議員数21人 R7.10.23から(改選後)議員数22人 期末手当 支給月数については、12月定例会議において条例改正案提案予定(3.4月→3.45月) 政務活動費 「議会運営費」から事業変更(5,140千円) 	
合計	128,382	136,460	8,078		

議会運営費		(単位：千円)		
議会関係	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)	備考
議員旅費・費用弁償(議員分)、実費弁償	5,815	5,875	60	議員行政視察費用弁償、議長等各種会議出席費用弁償、本議会・委員会等出席費用弁償、請願・陳情・議案審議等の際の参考人への実費弁償
議長交際費	450	500	50	R3以前(コロナ禍前)に戻す
政務活動費	5,040	0	△ 5,040	「議員報酬・手当・政務活動費」に事業変更
報償費	103	103	0	議員研修会講師謝金、賞状用筒代
印刷製本費	5,545	5,499	△ 46	議会だより印刷代(5、9、11、2月発行：16ページ3回、18ページ1回)
役務費、委託料、使用料	6,881	7,514	633	インターネット通信費、議会だより等配送委託、CATVによる議会中継放送委託、会議録反訳委託、会議録検索システム保守・データ処理委託、ソフトウェア使用料など
借上料	24	24	0	議長等タクシー代
小計	23,858	19,515	△ 4,343	
事務局関係	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)	備考
職員旅費・費用弁償(会計年度任用職員分)	1,067	1,003	△ 64	各種出張旅費、行政視察随行旅費、議長等随行旅費、会計年度任用職員の通勤手当
会計年度任用職員報酬、手当、社会保険料	3,221	3,221	0	
需用費	307	414	107	図書・追録代、新聞代、視察受入れお茶代、その他事務用品代 改選に伴う議場席札等貼替料(122千円)
印刷製本費	125	82	△ 43	事務局コピー代
役務費	47	58	11	応接セットカパークリーニング代、広告掲載料、郵送料
借上料	0	2,732	2,732	議場音響システム新規リース料(R7.8月から利用想定)
工事請負費	3,212	0	△ 3,212	R5 全員協議会室カーペット取替工事
小計	7,979	7,510	△ 469	
負担金	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)	備考
協議会等負担金	991	942	△ 49	全国・中国・島根県の各市議会議長会負担金、特定第三種漁港協議会負担金、市議會議員共済会事務負担金など
諸会議出席負担金	72	60	△ 12	各市議会議長会や研修出席者負担金
小計	1,063	1,002	△ 61	
合計	32,900	28,027	△ 4,873	

議員共済会給付費負担金		(単位：千円)		
	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)	備考
負担金	25,843	23,726	△ 2,117	地方議會議員年金制度の廃止に伴う経過措置分の給付費負担金負担率26.9%(R6は29.3%) 人数21人(R7.4.1の実人数)
合計	25,843	23,726	△ 2,117	

総合計	R6年度予算	R7年度要求	増減(千円)
	187,125	188,213	1,088

議会傍聴者へのアンケート結果(令和6年9月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R6. 9月 定例会議	63	9月5日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった	よく勉強されている。市民のご意見も反映されているように思う	よくわかった	ていねいな説明と思います。	<p>「2千万円以上の契約の議会議決」の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞報道によると、指導用の教科書とのことであった。 たぶん選定された教科書を出している会社が出すので価格競争性がないか極めて低い(一社随契?)のではないかなと思います。 ・二元代表制の観点から大口契約の内容チェックのため、議会議決を要するルートの必要性自体を否定するものではありませんが、案件によっては単に価格だけの線引きでは、業務量の適正化がはかれていない部分もあるかもしれません。 該当条例の改正(例外規定や金額見直しなど)もご検討のうえ、議会のチェック機能の最適化、重点化、アップデートの必要性有無のご確認よろしく願います。 ・井戸端会議、一日議会、先進地視察をふまえた提言など議員各位のごふんとうは大変なものと思われま。通年開催での負担増もあるかもしれません。 この条例の件にかぎらず、議会手続ルール全般について(市民にとって)必要性がうすくなったルールの見直し、廃止など、議員、執行部のいっそうの負担軽減になるよう、ご相談よろしく願います。それがたぶん市民のためにもなるように思います。 ひきつづきのごふんとう祈念しております。 	
	64	9月11日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった		よくわかった			